

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 18 号

### 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年寒川町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。